

令和 5 年 度

NPO法人
大木町スポーツ協会
通 常 総 会

「総会議案資料」

令和5年6月3日（土）18時

総合体育館こっぽーっとホール

NPO法人大木町スポーツ協会通常総会

- 1 開会の言葉
- 2 理事長挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 大木町スポーツ協会 表彰
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人の指名
- 7 議 事
 - ・第1号議案 令和4年度事業報告について
 - ・第2号議案 令和4年度決算報告について
 - 監査報告
 - ・第3号議案 令和5年度事業計画（案）について
 - ・第4号議案 令和5年度予算（案）について
 - ・第5号議案 役員を選任について
- 8 その他
 - ・令和5年度大木町スポーツ協会運営方針
 - ・事務連絡
- 9 閉会の言葉

令和4年度 大木町スポーツ協会表彰受賞者

< 功労賞 >

団体名	氏名	表彰の概要	
		役員等	在職年数
		就任期間	現職退任
大木町スポーツ協会 (旧大木町体育協会)	境 良典	大木町体育協会 理事長	6年
		平成24年4月～平成30年3月	退任
		大木町体育協会 会長	3年
		平成30年4月～令和3年3月	退任
		大木町スポーツ協会 顧問	2年
		令和3年4月～現在	現職
大木町剣友会	北原 貞治	大木町剣友会 役員 (理事・副会長)	22年
		平成13年4月～現在	現職
		大莞少年剣道会	22年
		平成13年4月～現在	現職

令和4年度 NPO法人大木町スポーツ協会事業報告

【主催大会事業等】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日	時刻			
5	15(日)	9:00	第41回大木町総合球技大会	総合体育館 運動公園他	壮年ソフトボール24チーム(300名) レディースソフトボール2チーム(14名)
7	3(日)	9:00	第22回町民ソフトバレーボール大会	総合体育館	公民館の部のみ実施 14チーム(97名)
9	4(日)	9:00	第57回筑後バレーボール選手権大会	総合体育館	男子の部3チーム(50名) ママさんの部7チーム(86名)
9	24(土) 25(日)		福岡県民スポーツ大会(大木町大会)	総合体育館・大濠小学校体 育館・大濠小学校体育館	壮年女子バレーボール24チーム(346名) 障がい者バレーボール(コロナ中止)
10	10(日)	9:30	小学生スポーツ交流大会 7月27日(水) ドッジボール指導者講習会 8月3日(水) ソフトバレーボール指導者講習会	総合体育館	中止
10	30(日)	9:00	第22回町民グラウンドゴルフ大会	運動公園	団体15チーム(75名)個人(65名)
11	27(日)	12:00	第33回町民綱引大会	総合体育館	一般の部のみ実施 一般男子8チーム (59名) 一般女子3チーム(27名)
2	12(日)	9:00	第9回大木町リレーマラソン大会	アケアス 周辺歩道	小学生3チーム(25人) 一般男子7チーム (36人) 男女混合7チーム(54人) 職場仲間 3チーム(18名) マスターズ40歳以上1チ ーム(6名) ファミリー1チーム(5名)

【県民スポーツ大会等事業】

4	30(日)		第1回福岡県障がい者スポーツ大会(ボウリング)	ユーズボウル久留米	ボウリング(1名)
5	8(日)		第1回福岡県障がい者スポーツ大会 (投擲、フライングディスク)	博多の森 陸上競技場	投擲(1名)、フライングディスク(5名)
8	21(日)		第65回福岡県民スポーツ大会 夏季大会(水泳)	筑後広域公園プール	少年の部(7名) 一般の部(1名)
9	24(土) 25(日)		第65回福岡県民スポーツ大会 秋季大会	筑後地区	6団体・4種目(54名) バレーボール、ソフ トテニス、バドミントン、剣道
11	20(日)		第9回市町村対抗「福岡駅伝」	筑後広域公園	1チーム(19名)

【九州・全国大会等出場助成】 個人や団体が九州大会・全国大会に出場した場合(12件)

【その他の事業】 スポーツ協会加盟団体(21団体)の運営費・主催大会開催時の助成
団体運営助成21団体、主催大会事業助成13団体、スポーツ教室開催助成1団体

【会議等関係】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日(曜)	時刻			
4	13(水)	14:00	福岡県民スポーツ大会開催地担当者会	アクション福岡	
4	25(月)	14:30	第1回福岡県障がい者スポーツ大会引率者役員連絡会	春日市クローバープラザ	
4	26(火)	19:30	総合球技大会代表者会議	総合体育館	大会申合事項・組合抽選

5	18(水)	10:30	スポーツ協会 会計監査	総合体育館	
5	20(金)	19:00	第1回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
5	26(木)	10:00	福岡県民スポーツ大会開催地事務担当者会	アクション福岡	
5	26(木)	19:00	小学生スポーツ交流大会保護者説明会	総合体育館	事業概要・スケジュール他
6	4(土)	19:00	NPO法人大木町スポーツ協会総会	総合体育館	R4年度予算・事業計画他
6	18(土)	19:00	スポ協加盟団体合同部会	総合体育館	R4年度助成事業申請・意見交換等
7	8(金)	18:30	第2回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
7	12(火)	19:30	第1回筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 招待チーム等
7	14(木)	14:00	福岡県民スポーツ大会第1回大木町実行委員会	総合体育館	
7	29(金)	13:30	県体郡市代表者会	筑後広域公園体育館	県体 水泳競技について
8	16(火)	14:00	福岡県民スポーツ大会プログラム編成会議	北筑後教育事務所	
8	23(火)	19:30	第2回筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 組合せ等
8	19(金)	19:00	第3回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
8	26(金)	19:00	福岡県民スポーツ大会第1回大木町運営委員会	総合体育館	
9	1(木)	10:00	福岡県民スポーツ大会代表者会議、「福岡駅伝」市町村代表者会議	アクション福岡	
9	15(木)	19:00	福岡県民スポーツ大会第2回大木町運営委員会	総合体育館	
9	16(金)	19:00	県体 秋季大会監督会議 選手結団式	総合体育館	県体秋季大会出場他
9	30(金)	19:00	第4回 スポーツ協会理事会	総合体育館	綱引き大会他
10	20(木)	14:00	福岡県民スポーツ大会第2回大木町実行委員会	総合体育館	
11	18(金)	19:30	町民綱引き大会代表者会	総合体育館	
12	9(金)	19:00	第5回 スポーツ協会理事会	総合体育館	次年度事業等
3	17(金)	19:00	第6回 スポーツ協会理事会	総合体育館	総合球技大会他

【町協力事業】

子どもスポーツ教室8回（21名 延べ142名、小学生自然体験事業（ジュニアリーダー研修）コロナ中止、わんぱく体験隊事業 前期4回（20名延べ62名）、後期5回（18名延べ88名）

令和4年度 全国・九州大会出場助成金支給状況

番号	大会名	期 日	会 場	4月1日～3月31日	
				団体・個人名	助成額
1	第54回西日本年齢別選手権水泳大会	5月21日～5月22日	鞆池公園水泳プール(鹿児島県)	大塚格仁(小5)	5,000
2	JFAバーモントカップ第32回全日本U-12フットサル選手権大会	8月5日～8月7日	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館・屋内球技場(東京都)	熊本秀虎(小6)	10,000
3	JFAバーモントカップ第32回全日本U-12フットサル選手権大会	8月5日～8月7日	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館・屋内球技場(東京都)	岡崎響一(小6)	10,000
4	第77回国民体育大会(とちぎ国体)水泳競技(水球)	9月10日～9月13日	栃木県立温水プール館(小山市)	黒田遼太郎(高1)	10,000
5	第36回九州小学生体操大会(新体操)	8月25日～8月26日	サイクルショップコダマ大洲アリーナ (大分)	川村瑞音(小6)	5,000
6	全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会	8月21日～8月26日	東京辰巳国際水泳場	大塚格仁(小5)	10,000
8	ソフトバレーボール九州ブロック総合フェスティバルin鹿児島	11月5日～11月6日	南栄リース桜島アリーナ・ サブアリーナ(鹿児島)	大木町バレーボール 連盟	26,500
9	全日本シニアバドミントン選手権大会	11月20日～11月21日	愛媛県総合運動公園体育館(愛媛)	重 琢磨	10,000
10	第10回九州地区U-12サッカーフェスティバル in宮崎	12月24日～12月25日	宮崎県総合運動公園(宮崎)	熊本秀虎(小6)	5,000
11	第10回九州地区U-12サッカーフェスティバル in宮崎	12月24日～12月25日	宮崎県総合運動公園(宮崎)	岡崎響一(小6)	5,000
12	2023 全日本綱引選手権大会	3月5日	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館	TEAM前牟田	40,000
合 計					136,500

令和 4 年度 NPO 法人大木町スポーツ協会決算報告

法人名: NPO法人大木町スポーツ協会

貸借対照表

2023 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,700,448		
貯蔵品	43,157		
未収入金	1,199,712		
流動資産合計		6,943,317	
資産合計			6,943,317
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	923,917		
預り金	37,698		
未払法人税等	71,000		
流動負債合計		1,032,615	
負債合計			1,032,615
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		6,017,710	
当期正味財産増減額		△107,008	
正味財産合計			5,910,702
負債及び正味財産合計			6,943,317

法人名： NPO法人大木町スポーツ協会

財産目録

2023年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
福岡銀行 普通預金	1,440,376	
JA福岡大城 定期預金	4,260,072	
貯蔵品		
切手	8,617	
封筒	34,540	
未収入金		
大木町業務受託料(後期分)	1,199,712	
流動資産合計		6,943,317
資産合計		6,943,317
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
3月分給料	739,903	
3月分社会保険料	111,525	
3月分顧問料	46,750	
3月分HP管理費用	3,300	
レンタルサーバー代等	9,339	
アガス無料券支払	13,100	
預り金		
源泉所得税	37,698	
未払法人税等	71,000	
流動負債合計		1,032,615
負債合計		1,032,615
正味財産		5,910,702

活動計算書

2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
スポーツ協会会費	852,600	
その他の会費	24,000	876,600
2. 受取寄付金		
受取寄付金	300,000	300,000
3. 受取補助金等		
受取補助金	12,452,000	12,452,000
4. 事業収益		
大木町体育館業務委託事業収益	2,399,423	2,399,423
5. その他収益		
受取利息	128	128
経常収益計		16,028,151
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	8,617,118	
法定福利費	1,276,787	
厚生費	256,000	
人件費計	10,149,905	
(2)その他経費		
消耗品費	625,717	
旅費交通費	6,600	
手数料	41,243	
租税公課	6,720	
保険料	56,580	
通信費	89,747	
負担金	46,600	
車両費	15,985	
諸会費	15,500	
助成金	1,303,100	
スポーツ事業運営費	105,000	
諸謝金	166,000	
その他経費計	2,478,792	
事業費計		12,628,697
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	300,000	
給料手当	1,559,742	
法定福利費	255,493	
人件費計	2,115,235	
(2)その他経費		
消耗品費	165,961	
旅費交通費	23,080	
手数料	597,466	
租税公課	3,880	
保険料	268,560	
通信費	28,105	
負担金	47,000	
車両費	10,656	
諸会費	37,500	
交際費	10,000	
諸謝金	128,000	
その他経費計	1,320,208	
管理費計		3,435,443
経常費用計		16,064,140
当期経常増減額		△ 35,989
税引前当期正味財産増減額		△ 35,989
法人税、住民税及び事業税		71,019
当期正味財産増減額		△ 107,008
前期繰越正味財産額		6,017,710
次期繰越正味財産額		5,910,702

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によつています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準は原価法により、評価方法は最終仕入原価法によつています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によつています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

科 目	企画運営事業	受託事業	事業費計	管理費	合計
(単位:円)					
I 経常収益					
1. 受取会費	876,600		876,600		876,600
2. 受取寄付金	300,000		300,000		300,000
3. 受取助成金等	12,452,000		12,452,000		12,452,000
4. 事業収益		2,399,423	2,399,423		2,399,423
5. 受取利息				128	128
経常収益計	13,628,600	2,399,423	16,028,023	128	16,028,151
II 経常費用					
(1) 人件費			0	300,000	300,000
役員報酬				300,000	300,000
給料手当	6,904,768	1,712,350	8,617,118	1,559,742	10,176,860
法定福利費	1,004,928	271,859	1,276,787	255,493	1,532,280
厚生費	256,000		256,000		256,000
人件費計	8,165,696	1,984,209	10,149,905	2,115,235	12,265,140
(2) その他経費					
消耗品費	505,806	119,911	625,717	165,961	791,678
旅費交通費	6,600		6,600	23,080	29,680
手数料		41,243	41,243	597,466	638,709
租税公課	2,400	4,320	6,720	3,880	10,600
保険料	7,800	48,780	56,580	268,560	325,140
通信費	34,664	55,083	89,747	28,105	117,852
負担金	42,100	4,500	46,600	47,000	93,600
車両費		15,985	15,985	10,656	26,641
諸会費		15,500	15,500	37,500	53,000
助成金	1,303,100		1,303,100		1,303,100
スポーツ事業運営費	105,000		105,000		105,000
交際費			0	10,000	10,000
諸謝金	166,000		166,000	128,000	294,000
その他経費計	2,173,470	305,322	2,478,792	1,320,208	3,799,000
経常費用計	10,339,166	2,289,531	12,628,697	3,435,443	16,064,140
当期経常増減額	3,289,434	109,892	3,399,326	△ 3,435,315	△ 35,989

令和4年度 NPO法人大木町スポーツ協会 収支決算書

(収入の部)

科目	当初予算	更正予算	収入	比較	備考
繰越金	1,955,933	1,955,933	1,757,710	△ 198,223	
会費	880,000	880,000	876,600	△ 3,400	スポーツ協会会費(自治区、加盟団体負担金)
助成金	38,000	38,000	38,000	0	県スポーツ協会
補助金	17,831,000	17,831,000	12,414,000	△ 5,417,000	町補助金
委託金	2,400,000	2,400,000	2,399,423	△ 577	町委託金
寄附金	0	0	300,000	300,000	益田様より寄附
雑収入	100	100	37	△ 63	預金利息
合計	23,105,033	23,105,033	17,785,770	△ 5,319,263	

(支出の部)

科目	当初予算	更正予算	支出	比較	備考	
事務費	人件費	14,870,000	14,870,000	12,265,140	△ 2,604,860	事務局員給与、手当、社会保険料他(正規職員2名、非正規職員2名)
	消耗品費	190,000	339,000	285,872	△ 53,128	大型扇風機、事務用品
	旅費交通費	181,000	181,000	151,080	△ 29,920	理事会、職員出張旅費
	修繕費	70,000	70,000	0	△ 70,000	
	手数料	900,000	900,000	638,709	△ 261,291	税理士、ホームページ、支払い手数料
	租税公課	30,000	30,000	8,200	△ 21,800	印紙、証書、軽自動車税
	保険料	360,000	360,000	317,340	△ 42,660	傷害保険料、社用車任意保険料
	通信費	140,000	140,000	83,188	△ 56,812	切手、はがき、インターネット使用料
	負担金	146,000	146,000	51,500	△ 94,500	県スポーツ協会(加盟団体負担金、賛助会費)
	車両費	129,000	129,000	26,641	△ 102,359	ガソリン代
	原価償却費	0	0	0	0	
	諸会費	24,000	58,000	53,000	△ 5,000	久留米勤労サービスセンター会費
	交際費	0	10,000	10,000	0	弔慰金、式典参加費
小計	17,040,000	17,233,000	13,890,670	△ 3,342,330		
事業費	助成事業費	2,230,000	2,230,000	1,367,420	△ 862,580	スポーツ大会出場助成、専門スポーツ部助成、少年スポーツ部助成、指導部会助成、スポーツ教室助成
	スポーツ運営事業費	1,680,000	1,680,000	806,050	△ 873,950	総合球技大会、ソフトバレーボール大会、筑後バレーボール選手権大会、グラウンドゴルフ大会、綱引大会、リレマラソン大会
	小計	3,910,000	3,910,000	2,173,470	△ 1,736,530	
予備費	2,155,033	1,962,033	0	△ 1,962,033		
合計	23,105,033	23,105,033	16,064,140	△ 7,040,893		

	収入	支出			
普通預金繰越金	17,785,770	16,064,140	=	1,721,630	円
		未払い法人税		-71,000	円
定期預金				4,260,072	円
次年度繰越金				5,910,702	円
				1,650,630	円

監査報告

特定非営利活動法人大木町スポーツ協会の令和4年度決算書、関係諸帳簿及び証拠書類を照合し監査した結果、決算書のとおり適正であったことを認める。

- * 貸借対照表
- * 通帳
- * 財産目録
- * 総勘定元帳
- * 活動計算書
- * その他関係書類
- * 領収書綴り

令和5年5月17日

監事 眞邊泰則 

監事 中村千賀子 

令和5年度 NPO法人大木町スポーツ協会事業計画 (案)

【主催大会事業等】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日	時刻			
4	16(日)	10:00	軽スポーツ体験会	総合体育館	地域や団体対象(新規)
5	14(日)	9:00	第42回大木町総合球技大会	総合体育館 運動公園	壮年ソフトボール、 レディースソフトバレーボール
7	2(日)	9:00	第23回町民ソフトバレーボール大会	総合体育館	地区公民館・隣組対抗
9	3(日)	9:00	第59回筑後バレーボール選手権大会	総体・大木中・大光小	男子・女子・ママの部
9	24(日)	9:30	小学生スポーツ交流大会	総合体育館	ドッジボール・ソフトバレーボール
10	8(日)	9:00	町民体育大会	各小学校運動場	
10	29(日)	9:00	第24回町民グラウンドゴルフ大会	運動公園	個人・地区公民館対抗 雨天11月3日(祝)
11	26(日)	12:00	第35回町民綱引大会	総合体育館	園児・小学生・中学生・ 一般男女
2	11(日)	9:00	第10回大木町リレーマラソン大会	アクアス周辺歩道	小学生・一般男子・一般女子・ファミリー・ 職場仲間・マスターズ・男女混合
4月～3月			地域スポーツ普及事業・スポーツ教室・ 指導者派遣・地域支援事業	町内施設	スポーツ教室加盟団体委託事業

【県民スポーツ大会等事業】

4	30(日)	第2回福岡県障がい者スポーツ大会	久留米総合スポーツセンター他	陸上競技、ポッチャ、ボウリング他
5	7(日)		博多の森陸上競技場他	陸上競技、フライングディスク他
8	20(日)	第66回福岡県民スポーツ大会 夏季大会	福岡地区	水泳
9	23(土)～ 24(日)	第66回福岡県民スポーツ大会 秋季大会	福岡地区	
11	19(日)	第10回市町村対抗「福岡駅伝」	筑後広域公園	

【九州・全国大会等出場助成】 個人や団体が九州大会・全国大会に出場した場合

【その他の事業】 スポーツ協会加盟団体(21団体)の運営費・主催大会開催時の助成

【会議等関係】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日(曜)	時刻			
4	6(木)	19:30	地区公民館長・体育部長会議	総合体育館	
4	7(金)	18:00	第1回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
4	13(木)	14:00	福岡県民スポーツ大会競技担当者担当者会	アクション福岡	
4	19(水)	14:30	第2回福岡県障がい者スポーツ大会引率者役員連絡会	春日市クローバープラザ	
4	27(木)	19:30	総合球技大会代表者会議	総合体育館	大会申合事項・組合抽選
5	17(水)	10:30	スポーツ協会 会計監査	総合体育館	
5	19(金)	19:00	第1回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
5	25(木)	19:00	小学生スポーツ交流大会保護者説明会	総合体育館	事業概要・スケジュール他
6	2(金)	13:30	福岡県民スポーツ大会郡市代表者説明会	アクション福岡	
6	3(土)	18:00	NPO法人大木町スポーツ協会総会	総合体育館	R5年度予算・事業計画他

6	17(土)	19:00	スポ協加盟団体合同部会	総合体育館	R5年度助成事業申請・意見交換等
7	7(金)	19:00	第2回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
7		20:00	筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 招待チーム等
7	14(金)	19:00	第2回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
7	27(木)		福岡県民スポーツ大会体郡市代表者会	福岡地区	県体 水泳競技について
8	5(土)	16:00	福岡県民スポーツ大会夏季大会説明会 激励会	総合体育館	
8	10(木)	19:00	第3回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
8	18(金)	19:30	地区体育部長会議	総合体育館	町民体育大会について
8		20:00	筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 組合せ等
9	7(木)	13:30	福岡県民スポーツ大会代表者会議、「福岡駅伝」市町村代表者会議	アクション福岡	
9	14(木)	19:30	小学生スポーツ交流大会監督者会議	総合体育館	
9	15(金)	19:00	県体 秋季大会監督会議 選手結団式	総合体育館	県体秋季大会出場他
9	26(火)	19:00	第3回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
9	29(金)	19:00	第4回 スポーツ協会理事会	総合体育館	綱引き大会他
10	20(金)		「福岡駅伝」市町村代表者会		
11	10(金)	19:00	第4回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
11	16(木)	19:30	町民綱引き大会代表者会	総合体育館	
12	1(金)	19:00	第5回 スポーツ協会理事会	総合体育館	次年度事業等
2	16(金)	19:00	第5回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
3	1(金)	19:00	第6回 スポーツ協会理事会	総合体育館	総合球技大会他

【町協力事業】

子どもスポーツ教室、小学生自然体験事業（ジュニアリーダー研修）、わんぱく体験隊事業

令和5年度 NPO法人大木町スポーツ協会収支予算(案)

収入の部	科 目	本年度予算	前年度予算	比較	備 考 (R5予算説明)
	繰越金	1,650,630	1,955,933	△ 305,303	前年度から繰越
	会 費	880,000	880,000	0	スポーツ協会会費 (地区公民館、加盟団体負担金、筑後バレー参加料 他)
	助成金	38,000	38,000	0	県スポーツ協会
	補助金	17,959,000	17,831,000	128,000	町補助金
	委託金	2,400,000	2,400,000	0	町委託金
	寄附金	100	0	100	
	雑収入	100	100	0	預金利息
合 計	22,927,830	23,105,033	△ 177,203		

支出の部	科 目	本年度予算	前年度予算	比較	備 考	
	事務費	人件費	14,980,000	14,870,000	110,000	事務局員給与、手当、社会保険他 (正規職員2名、非正規職員2名,アドバイザー1名)
		消耗品費	510,000	190,000	320,000	コピー用紙、プリンターインク、事務用品 他 協会旗作成小10枚大2枚/のぼり旗20本(寄附金活用)
		旅費交通費	223,000	181,000	42,000	理事会、職員出張旅費
		会議費	190,000	0	190,000	総会費用、表彰記念品代他
		修繕費	50,000	70,000	△ 20,000	発生予算
		手数料	970,000	900,000	70,000	税理士・司法書士費用、ホームページ維持費、支払い手数料、ごみ処理手数料、賞状筆耕料
		租税公課	90,000	30,000	60,000	軽自動車税、法人税、印紙
		保険料	325,000	360,000	△ 35,000	車任意保険、NPO活動保険
		通信費	120,000	140,000	△ 20,000	切手・はがき、インターネット代
		負担金	67,000	146,000	△ 79,000	県スポ協会負担金、賛助会費、研修負担金
		車両費	125,000	129,000	△ 4,000	車ガソリン代、整備費(車検代)
		減価償却費	1,000	0	1,000	
		諸会費	50,000	24,000	26,000	久留米広域勤労者福祉サービスセンター4名分
交際費	20,000	0	20,000	香典、式典参加		
計	17,721,000	17,040,000	681,000			
事業費	助成事業費	1,810,000	2,230,000	△ 420,000	スポーツ大会出場助成、専門スポーツ部助成、少年スポーツ部助成、指導部会助成、スポーツ教室助成	
	スポーツ運営事業費	2,380,000	1,680,000	700,000	総合球技大会、町民ソフトバレーボール大会、筑後バレーボール選手権大会、小学生スポーツ交流大会、リレーマラソン大会、町民綱引大会、グラウンドゴルフ大会、町民体育大会、軽スポーツ体験会	
	計	4,190,000	3,910,000	280,000		
	予備費	1,016,830	2,155,033	△ 1,138,203	次年度初期運営資金	
合 計	22,927,830	23,105,033	△ 177,203			

本年度収入合計
22,927,830円

-

本年度支出合計
22,927,830円

差額
0円

第 5 号議案

役員（理事及び監事）の選任について

下記により役員の退任及び新任の承認を求めます。

役職名	氏 名	選出区分
理 事	山北清四郎	学識経験者
理 事	松 延 聡	学識経験者
理 事	山浦 正治	スポーツ推進委員
理 事	中村 由香子	スポーツ推進委員
理 事	大藪 昭男	専門スポーツ部会
理 事	山口 恵美	少年スポーツ部会
理 事	石川 信男	学識経験者
理 事	川村 賢哉	学識経験者
監 事	眞邊 泰則	社会教育委員の会
監 事	中村 千賀子	学識経験者

退任理事

植田 歩
荒巻 幹生
荒巻 主税
古賀 利一

スポーツ推進委員
専門スポーツ部
少年スポーツ部
スポーツ協会

新任理事

中村 由香子
大藪 昭男
山口 恵美
石川 信男
川村 賢哉

スポーツ推進委員
専門スポーツ部
少年スポーツ部
学識経験者
学識経験者

令和5年度 大木町スポーツ協会運営方針

大木町スポーツ協会組織理念

【 組織スローガン 】

スポーツを通して地域に笑顔を！！

《Ⅰ 組織が果たすべき使命；ミッション》

『 町民の皆さんがスポーツを通して健康になり、より豊かでより幸せになる 』

《Ⅱ 将来のありたい姿；ビジョン》

- ① スポーツで健康な人が多い町にする
- ② スポーツで地域のキズナが強い町にする
- ③ 様々なスポーツ競技で活躍する選手を増やし、町民に元気と活力を与える

《Ⅲ 組織が共通して持つ価値観；コアバリュー》

- ① スポーツを身近なものとする
- ② スポーツに取り組みやすい環境を整える
- ③ スポーツを専門的に学び実践できる環境を整える
- ④ 地域スポーツ団体の支援に取り組み、持続可能なスポーツ環境を整える

■ 令和5年度具体的取組 ■

- ① 身近なスポーツへ（『いつでも、どこでも、だれでも』スポーツ／地域での仕組みづくり）

→ 地域支援事業の実施

- ・地域のできるスポーツ行事の紹介（軽スポーツ体験会）
- ・軽スポーツ道具の貸出
- ・相談業務の充実

- ② 取り組みやすい環境（教室・大会の改善・見直し、施設整備、利用調整、

情報提供、指導者の充実など）

- スポーツ大会行事の見直し改善
（個々大会行事の改善）
- 情報提供

- ・コロナ禍、コロナ後の行事の進め方の検討
- ・住民が少ない地域が参加しやすい募集方法の検討
- ・大会行事のにぎわいづくり「スポーツ×〇〇」の試行
- ・スポ協 HP の充実・町広報紙・町 LINE の活用

- ③ 専門的に学び実践できる環境（県や他市町、専門機関等を活用、

トップアスリートふれあい事業の検討など）

- 加盟団体への意見集約・対応検討

- ④ スポーツ団体の支援（地域スポーツ団体対象の研修・交流会、指導者育成事業の検討など）

- 加盟団体への意見集約・対応検討

- ・加盟団体の部員集めのための研修会と意見交換
- ・既存助成事業の充実（特に主催事業助成金、地域スポーツ普及事業助成金の活用支援の充実）

事務連絡

1) 大木町スポーツ協会について

・正会員名簿、役員・事務局名簿 P17-18

・賛助会費(地区年会費)

本総会後に各地区の公民館長様宛送付します。

1世帯 200円 締め切り 7月8日(土)

・加盟団体負担金

本総会後に各団体の事務局長様宛に送付します。

1団体 3,000円 締め切り 7月8日(土)

2) その他

・総合保険の活用(スポーツ行事参加に関する事故などの対応) P19

・ホームページの開設

URL(ホームページアドレス) <http://www.oki-sports.jp/>

会議などの資料・結果、行事予定のお知らせや大会行事の申込書、各種申請書がダウンロードできます。

N P O 法 人 大 木 町 ス ポ ー ツ 協 会 正 会 員 名 簿 (令 和 5 年 度)

【 一 般 】 (1 1 名)

番号	選 出 区 分	氏 名
1	スポーツ推進委員代表	徳永 道
2	スポーツ推進委員代表	坂井 孝弥
3	大溝校区区長会代表	井手 正宏
4	木佐木校区区長会代表	久良木勝昌
5	大莞校区区長会代表	東 一人
6	大溝地区公民館代表	中村 義則
7	木佐木地区公民館代表	久良木寿利
8	大莞地区公民館代表	鳥取 信
9	女性の会代表(大溝)	森山 敬子
10	女性の会代表(木佐木)	徳永 清美
11	女性の会代表(大莞)	廣石 福子

【少年スポーツ部】 (1 1 名)

12	大木ジュニアーズ	浦田慎一郎
13	大溝ホークス	堀田 康弘
14	大木ジュニアバレー男子	野口 侑未
15	大木ジュニアバレークラブ女子	松本 真希
16	大莞少年剣道会	荒巻 主税
17	木佐木少年剣道会	高田 康潤
18	大溝少年剣道会	野口 豊浩
19	糸東流空手道大木支部	田島 良平
20	大木フットボールクラブ	坂井 栄介
21	アスリートアカデミー大木	久良木 晃秀
22	大木ジュニアソフトテニスクラブ	石崎 新士

【専門スポーツ部】 (1 0 名)

23	大木町軟式野球連盟	堀田 康雄
24	大木町バレーボール連盟	荒巻 幹生
25	大木町ソフトボール連盟	久良木勝昌
26	大木町テニスクラブ	諸 富 哲
27	ソフトテニスクラブ	石崎 新士
28	大木町剣友会	野口 幹矢
29	バドミントンクラブ	上之園拓男
30	大木町レクレーション協会	田中 輝昭
31	大木町卓球協会	吉住 勝彦
32	大木町グラウンドゴルフ協会	福島 市雄

N P O 法 人 大 木 町 ス ポ ー ツ 協 会 （ 令 和 5 年 度 ～ 6 年 度 ）

事務局 所在地	郵便番号	三潞郡大木町大字八町牟田 6 1 7 - 1	TEL・FAX	0 9 4 4 - 3 2 - 1 2 8 8
	830-0416	大木町総合体育館内	E-mail	so@otaiikukan@shirt.ocn.ne.jp

役職名	氏 名	選 出 区 分
顧 問	境 良 典	旧大木町体育協会会長
顧 問	塩 川 靖 教	大木町副町長
顧 問	北 原 孝 徳	大木町教育長
理事長	山 北 清 四 郎	学識経験者（旧大木町体育協会理事長）
副理事長	松 延 聡	学識経験者（旧大木町体育協会理事）
理 事	山 浦 正 治	スポーツ推進委員
理 事	中 村 由 香 子	スポーツ推進委員
理 事	大 藪 昭 男	専門スポーツ部会（軟式野球連盟会長）
理 事	山 口 恵 美	少年スポーツ部会（木佐木少年剣道会）
理 事	石 川 信 男	学識経験者
理 事	川 村 賢 哉	学識経験者
監 事	眞 邊 泰 則	社会教育委員の会
監 事	中 村 千 賀 子	学識経験者
オブザーバー	北 島 秀 啓	大木町まちづくり課
事務局長	古 賀 利 一	スポーツ協会事務局長
事務局	本 村 太 一	スポーツ協会事務局員
事務局	中 村 美 慶	スポーツ協会事務局員
事務局	清 田 裕 美	スポーツ協会事務局員

スポーツ協会主催のスポーツ大会等 に参加された場合の活動総合保険

大木町スポーツ協会では、主催事業に関することで事故があった場合、NPO 団体を構成する正会員、賛助会員、理事、役員、職員を対象に、活動中の第三者に対する賠償責任や活動中に発生した傷害をカバーする活動総合保険に加入しました。

《傷害保険》

内 容	保険金額
死亡保険金	1,000 万円
後遺障害保険金	40 万円～1,000 万円
入院保険金日額(1日～180日)	5,000 円
手術保険金	入院保険金日額の5・10 倍
通院保険金日額(1日～90日)	2,500 円

※活動中に他人にけがを負わせ、物を壊した場合は、賠償責任保険が支払われます。また、感染症見舞金補償として新型コロナウイルス感染症にも対応します。
(入院・通院 31 日限度 3 万円～7 万円)

連絡先:大木町スポーツ協会(大木町総合体育館内)
電話・FAX 0944-32-1288

特定非営利活動法人 大木町スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大木町スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県三潴郡大木町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、スポーツの振興と健康づくり及び学術、文化、芸術の振興に関する事業を行い、地域住民の健康増進及び青少年の健全育成、体力の向上を図り、健康で明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 上記各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ・健康づくり活動の企画・運営及び支援に関する事業
 - ② スポーツ・健康づくりに関わる受託事業及び指導者・講師派遣に関する事業
 - ③ スポーツ・健康づくりに関する情報収集や発信に関する事業
 - ④ 地域住民の総合的な生涯学習の推進・振興及び支援に関する事業
- (2) その他の事業
 - 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。但し、正会員のうち個人及び団体会員にあつては、大木町に本拠地を有する個人及び団体とする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 正会員・賛助会員の会費に関する細目は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- (入会金及び会費の免除)

第9条 理事会は、免除すべき相当の事由があると認める会員については、入会金及び会費の免除を議決することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。
- (選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員から選任する。
 - 3 理事長及び副理事長は、理事会において互選とする。
 - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- (職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結する日までその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会

を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(顧問及び参与)

第21条 この法人に、顧問並びに参与を置くことができる。

- 2 顧問並びに参与は、理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。
- 3 顧問並びに参与は、理事長の要請により会議に出席し、諮問に応えることができる。
(職員及び事務局)

第22条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事会が委嘱し、職員は理事長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条、第39条第2項、第41条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体（大木町）に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正会員（個人）	（団体）	0円	賛助会員（個人）	（団体）	0円
---------	------	----	----------	------	----

年会費

正会員（個人）	1,000円	（団体）	3,000円
賛助会員（個人）	3,000円	（団体）	10,000円
		（地縁団体）	200円×世帯数

附 則

- 1 この法人の事務所は、令和3年4月1日より、福岡県三潴郡大木町大字八町牟田617番地1に置く。